

仕事とプライベートの両立 出産・育児休暇／時短制度のご紹介

出産時には

「公認会計士を目指す理由は、育児や出産があってもキャリア継続できる仕事だから」という方もいらっしゃると思います。あらたでは出産や育児の期間でキャリアが途切れることのないように、支援を行っていきます。

1. 本人が出産するとき

① 休暇制度	▶ 出産特別休暇 女性職員が妊娠してから出産後1年までの間、5日間の有給休暇を取得できます。（半休も可） つわりや出産後の体調不良などで就業が困難なときや、検査・健診などにも利用できます。
	▶ 産前産後休暇 産前6週（多胎妊娠の場合は14週間）産後8週間の休暇を取得できます。 産前産後休暇中は無給ですが、健保より出産手当金が支給されます。
② お祝い金	出産祝金が支給されます。
③ 出産に関する給付	出産育児一時金・出産育児付加金が給付されます。（健康保険組合より）

2. 配偶者が出産するとき

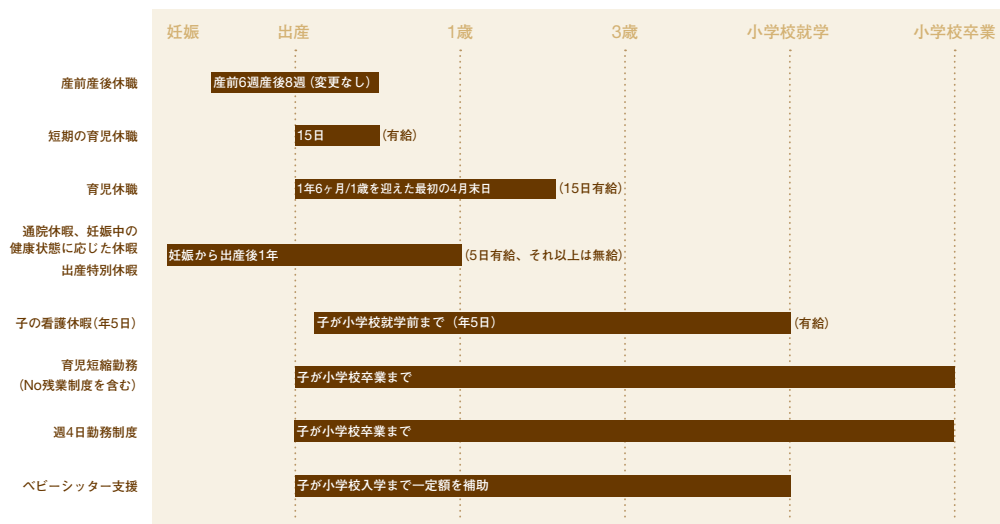
① 休暇制度	連続3日以内(有給)で取得できます。
② お祝い金出	出産祝金が支給されます。
③ 出産に関する給付	家族出産育児一時金・家族出産育児付加金が給付されます。（健康保険組合より）

育児期間中は

育児をしながら働き続ける意志のある方には、育児休業はもちろん、看護休暇や短縮勤務など育児に必要な時間を提供しています。

①育児休業	子供が満1歳になった直後の4月末日または出産から1年6ヶ月の長い方まで休職できます。	4月末までとし、慣らし保育にも対応します。この期間中は無給ですが、雇用保険より、1年以上の加入者は育児休業基本給付金（賃金月額30%）・育児休業職場復帰給付金（賃金月額20%）が支給されます。但し1才（保育所に入れないなどの事情がある場合は1才6ヶ月まで）になる日の前日までの期間に限ります。
②育児特別休暇	①に定められた期間中、連続15営業日、休暇（有給）を取得できます。	男女とも取得可能です。男性の方が短期間、育児を行いたいときなどにも活用できます。
③子の看護休暇	子供が小学校就学前までの期間、子の疾病看護のため、年5日まで休暇（有給）を取得できます。	半日単位でも申請できますので、通院にも利用できます。
④子の育児時間	子供が1歳までの期間、1日2回30分ずつ、育児時間を取得できます。	
⑤育児短縮勤務	子供が小学校6年生までの期間、1日の就業時間を最短3.5時間まで短縮できます。	4時間半未満の勤務とするには特別の事情を要します。申請期間は半年単位です。
⑥週4日勤務制度	上記⑤の育児短縮勤務に換えて週4日勤務を申請することができます。	週4日は通常に勤務するが、1日は育児に専念したい方のための制度です。
⑦No残業制度	子供が小学校6年生までの期間、短縮勤務などは必要ないが、毎日時間外勤務を行わず、定時に帰宅することを申請することができます。	上長は原則として時間外勤務を指示しません。その他、深夜残業の制限なども申請できます。
⑧ベビーシッター補助	子供が小学校就学までの期間、ベビーシッター費用の一定額を補助します。	時短勤務などを選択せず通常勤務を続けたい方を対象とします。

▶ 出産・育児／関連支援制度一覧



※2009年5月現在